## 中小小売商業振興法施行令 昭和四十八年政令第二百八十六号

制定する。 制定する。 制定する。 制定する。 制定する。 もの規定に基づき、この政令を は第百一号)第四条第一項から第三項まで及び第 は、中小小売商業振興法(昭和四十八年法

- ★ 中トトラ角を(中小企業者の範囲)

第一条 中小小売商業振興法(以下「法」といまする。

三						_			
旅館業	理サービス業	ソフトウェア業又は情報処三億円	ルト製造業を除く。)	ーブ製造業並びに工業用べ	は航空機用タイヤ及びチュ	ゴム製品製造業(自動車又			業種
五千万円 二百		三億円				三億円	資の総額	額又は出	資本金の
二百人		三百人				九百人		の数	従業員

(商店街整備計画の認定の基準)

第二条 法第四条第一項の政令で定める基準は

- 一 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員 一 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員 一 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員
- 国 芸芸 Taristand Taristand

なものであること。

- 本ものであること。 事項が当該事業を確実に遂行するために適切 は第四条第七項第二号及び第三号に掲げる
- 又は改造する店舗その他の施設に係る部分が 敷地面積の合計のうち中小企業者が新設し、 が新設し、又は改造する店舗その他の施設の 2が新設し、又は改造する店舗その他の施設の 2がその店舗その他の施設を新設し、又は改造がその店舗をの他の施設を新設し、又は改造がその店舗をの他の施設を新設し、又は改造がその店舗をの他の施設を新設し、又は改造ができた。

該事業に参加すること。

「おいっては、当該組合員又は所属員ののでは、当該組合員又は所属員の所属員の二分の一以上(経済産業省令で定める数以上の者)が当の所属員の二分の一以上(経済産業省令で定め、対の二以上であり、かつ、当該組合員又は

(店舗集団化計画の認定の基準)

次のとおりとする。 | 第三条 法第四条第二項の政令で定める基準は、

- れ。 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組
- 三 法第四条第七項第一号に掲げる事項が振興が中小サービス業者の数以上であること。ビス業者であり、かつ、中小小売商業者の数三分の二以上が中小小売商業者又は中小サー」 当該事業協同組合等の組合員又は所属員の二
- 四 去第四条第七頁第二号及び第三号こ掲げる- 指針に照らして適切なものであること。三 法第四条第七項第一号に掲げる事項が振興
- なものであること。 事項が当該事業を確実に遂行するために適切 法第四条第七項第二号及び第三号に掲げる
- (共同店舗等整備計画の認定の基準) 所属員が当該団地に店舗を設置すること。 五 当該事業協同組合等のすべての組合員又は
- 第四条 法第四条第三項の政令で定める数以上であること。 
  単備計画については、次のとおりとする。 
  整備計画については、次のとおりとする。 
  がある数以上であること。
- の数以上であること。
  つ、中小小売商業者の数が中小サービス業者つ、中小小売商業者の数が中小サービス業者であり、か一 当該組合の組合員の三分の二以上が中小小
- 事項が当該事業を確実に遂行するために適切 法第四条第七項第二号及び第三号に掲げる指針に照らして適切なものであること。 指針に照らして適切なものであること。
- 六 当該共司店舗のうち小売業に属する事業の小売業に属する事業を営むこと。 い売業に属する事業を営むこと。 であるもののすべてが当該共同店舗において五 当該組合の組合員であつて中小小売商業者
- める面積以上であること。 用に供する部分の床面積が経済産業省令で定不 当該共同店舗のうち小売業に属する事業の
- 計画については、次のとおりとする。第二号に掲げる組合が作成する共同店舗等整備第二号に掲げる組合が作成する共同店舗等整備

- 上の者)が当 三 法第四条第七項第一号に掲げる事項が振興又は所属員の 二 当該組合が中小小売商業者であること。業省令で定め める数以上であること。該組合員又は 一 当該組合の組合員の数が経済産業省令で定
- する事業の用に供すること。 五 当該組合が当該店舗を主として小売業に属なものであること。
- 省令で定める面積以上であること。供する部分の床面積が前項第六号の経済産業供する部分の床面積が前項第六号の経済産業の用に

2

- にはいる中心小売商業者の数が経 一 出資により設立される会社又は法第四条第 済産業省令で定める数以上であること。 当該出資をしている中小小売商業者の数が経 当該合併若しくは出資をしようとし、又は
- 一出資により設立される会社又は法第四条第三項第四号に掲げる会社にあっては、中小小売商業者の当該会社への出資の金額は中小小売商業者の当該会社の総数に対する割合又当該会社の発行済株式の総数に対する割合又の当該会社の出資の総額に対する割合との七以上であること。
- 「 は等日が等に真ちに引なが等に引た場でられること。 指針に照らして適切なものであること。 一 法第四条第七項第一号に掲げる事項が振興
- なものであること。
  事項が当該事業を確実に遂行するために適切四 法第四条第七項第二号及び第三号に掲げる
- 五 法第四条第三項第三号イに定める事業にあ 法第四条第三項第三号イに定める事業にあ
- へ 法第四条第三項第三号口に定める事業又は 同項第四号に定める事業にあつては、当該共同項第四号に定める事業にあつては、当該共同項第四号に掲げる会社若しいた商業者又は同項第三号口に規定する会同店舗が主として同項第三号口に定める事業又は「国第四条第三項第三号口に定める事業又は「法第四条第三項第三号口に定める事業又は「
- | 七 当該店舗又は共同店舗のうち小売業に属す

- こと。 六号の経済産業省令で定める面積以上である
- 株利用経営管理計画については、次のとおりと 関項第一号に掲げる組合等が作成する電子計算 の項第一号に掲げる組合等が作成する電子計算 の政令で定める基準は、
- 省を担合等の組合員又は所属員の数が主務当該組合等の組合員又は所属員の数が主務
- 法第四条第七項第一号に掲げる事項が振興 法第四条第七項第二号及び第三号に掲げる 法第四条第七項第二号及び第三号に掲げる 指針に照らして適切なものであること。
- のとおりとする。

  は第四条第四項の政令で定める基準は、同項法第四条第四項の政令で定める基準は、同項第三号に掲げる会社が作成す商業者と共同して作成する電子計算機利用経営該出資をしようとする他の組合等又は中小小売該出資をしようとする他の組合等又は中小小売商業者が当まのとおりとする。
- 務省令で定める数以上であること。若しくは所属員又は中小小売商業者の数が主若いる組合等の中小小売商業者である組合員 当該出資をしようとし、又は当該出資をし
- 出合等若しくは中小小売商業者の所有に係る当該会社の出資の総額に対する割合が十分の七款会社の出資の金額の当が小売商業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合又は組合等若しくは中小小売商業者の所有に係
- であること。 
  三 当該出資をしようとし、又は当該出資をしている者 (組合等にあつては、その組合員又であること。
- 指針に照らして適切なものであること。 法第四条第七項第一号に掲げる事項が振興
- 本ものであること。 事項が当該事業を確実に遂行するために適切 玉 法第四条第七項第二号及び第三号に掲げる
- (連鎖化事業計画の認定の基準)
- 定める数以上であること。

  一 当該連鎖化事業の加盟者の数が主務省令で

いずれにも該当するものであること。

- 二 当該連鎖化事業の加盟者の十分の七以上が
- 連鎖化事業を効率的に実施するために適切な一 法第四条第七項第一号に掲げる事項が当該
- (特定会社の要件) 事項が当該事業を確実に遂行するために適切 なものであること。 法第四条第七項第二号及び第三号に掲げる

第七条 法第四条第六項の政令で定める要件は 満となることが確実と認められること)とす 該会社の出資の総額に対する割合が二分の一未 合又は大企業者の当該会社への出資の金額の当の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割 おいて、大企業者の所有に係る当該会社の株式 独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資後に 企業基盤整備機構が出資する場合にあつては、 が二分の一未満であること(独立行政法人中小 資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合 数に対する割合又は大企業者の当該会社への出 該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総 おいて「大企業者」という。)の所有に係る当 中小企業者以外の会社(以下この条及び次条に 2

(商店街整備等支援計画の認定の基準)

第八条 法第四条第六項の政令で定める基準は 次のとおりとする。 法第四条第七項第一号に掲げる事項が振興

事項が当該事業を確実に遂行するために適切 法第四条第七項第二号及び第三号に掲げる なものであること。 針に照らして適切なものであること。

施する場合にあつては、次のいずれにも該当一 法第四条第六項の特定会社が当該事業を実 するものであること。

資している者の三分の二以上が中小企業者 であること。 当該特定会社に出資しようとし、又は出

最大出資者とならないこと。 大企業者が当該特定会社の最大株主又は

共同店舗を設置する場合にあつては、 その当該特定会社への出資の金額の当該特会社の発行済株式の総数に対する割合又はに係る当該特定会社の株式の数の当該特定 定会社の出資の総額に対する割合が経済産 業省令で定める割合未満であること。 いずれの大企業者についても、その所有 次の

> 数が中小サービス業者の数以上であるこ 分の二以上が中小小売商業者又は中小サー ビス業者であり、かつ、中小小売商業者の 当該共同店舗において事業を営む者の三

第六号の経済産業省令で定める面積以上で の用に供する部分の床面積が第四条第一項 当該共同店舗のうち小売業に属する事業

(認定計画の変更等)

第九条 法第四条第一項から第六項までの規定に を受けなければならない。 が第二条から前条までに規定する要件に適合す う。)の変更をしようとするときは、当該変更 くは口若しくは第四項第二号に規定する会社又 よる認定を受けた者、同条第三項第三号イ若し 事業計画の変更については、主務大臣)の認定 項又は第五項の規定による認定を受けた高度化 るものである旨の経済産業大臣(法第四条第四 度化事業計画(次項において「認定計画」とい 項から第六項までの規定による認定を受けた高 は同条第六項に規定する特定会社は、同条第一

きは、その認定を取り消すことができる。 規定による認定を受けた者、同条第三項第三号 従つて高度化事業を実施していないと認めると る認定を受けたときは、その変更後のもの)に (当該認定計画の変更について前項の規定によ 条第四項第二号に規定する会社が当該認定計画 第五項の規定による認定を受けた者若しくは同 項に規定する特定会社又は同条第四項若しくは イ若しくはロに規定する会社若しくは同条第六 第四条第一項から第三項まで若しくは第六項の 経済産業大臣又は主務大臣は、それぞれ、法

3 に係る第一項の規定による認定及び前項の規定 六項の規定による認定を受けた高度化事業計画 (保険料率) による認定の取消しについて準用する。 法第四条第八項の規定は、同条第三項又は第

第十条 法第五条の三第三項の政令で定める率 保険及び同法第三条の二第一項に規定する無担 保保険(次項において「無担保保険」という。 令(昭和二十五年政令第三百五十号)第二条第 をした借入れの期間(中小企業信用保険法施行 (次項において「保険料率」という。) は、保証 第二百六十四号) 第三条第 つき、中小企業信用保険法(昭和二十五年法律 項に規定する借入れの期間をいう。)一年に 一項に規定する普通

> し特殊保証(同令第二条第一項に規定する当座等特殊保証をいう。以下同じ。)及び当座貸越 にあつては○・四一パーセント(手形割引等特 特殊保証の場合は、○・一五パーセント)とす に規定する特別小口保険にあつては○・一九パ○・三五パーセント)、同法第三条の三第一項 殊保証(同令第二条第一項に規定する手形割引 貸越し特殊保証をいう。以下同じ。)の場合は、 -セント(手形割引等特殊保証及び当座貸越し

2 係についての保険料率は、前項に定める率にそ る法人である場合における無担保保険の保険関 第一項の経済産業省令で定める要件を備えてい た中小企業者が中小企業信用保険法第三条の二 れぞれ○・○六二五パーセントを加えた率とす 前項の規定にかかわらず、債務の保証を受け

第十一条 法第四条第一項から第三項まで及び第 備の所在地が一の市の区域に属する場合にあつ(当該高度化事業計画に係る全ての施設又は設 施設又は設備の所在地を管轄する都道府県知事限に属する事務は、当該高度化事業計画に係る 産業大臣の権限に属する事務又は所管大臣の権おいて準用する場合を含む。)に規定する経済 る事務並びに法第四条第八項(第九条第三項に び第二項に規定する経済産業大臣の権限に属す 用があるものとする。 府県知事に関する規定として都道府県知事に適 済産業大臣又は所管大臣に関する規定は、都道 六項、法第十三条第一項並びに第九条第一項及 においては、法中前段に規定する事務に係る経 において同じ。)が行うこととする。この場合 ては、当該所在地を管轄する市長。以下この条 (都道府県又は市が処理する事務) |第一条 この政令は、

(施行期日)

抄

(施行期日)

1

この政令は、公布の日から施行する。 三一〇号) 則 (昭和四八年一〇月一五日政令第

この政令は、公布の日から施行する。 則 (昭和五四年一二月七日政令第1

この政令は、公布の日から施行する。 八九号) 則 (昭和五六年五月一九日政令第一

この政令は、公布の日から施行する。七五号) (平成三年七月三一日政令第1 五

(施行期日)

第一条 この政令は、中小小売商業振興法の一部 施行の日(平成三年八月一日)から施行する。 附則 (平成七年三月二九日政令第一三

附 則 (平成七年一二月二七日政令第四 この政令は、平成七年四月一日から施

行す

0号)

三六号

この政令は、 附則 (平成一一年六月二三日政令第二 公布の日から施行する。

第一条 この政令は、 行する。 (施行期日) 〇四号) 抄 平成十一年七月一日から施

八五号) 附 則 (平成一一年一二月三日政令第三 抄

(施行期日)

行する。 平成十二年四月一日から施

八六号) 附 則 (平成一一年一二月三日政令第三 抄

第一条 この政令は、 附則 三二号) (平成一二年三月二九日政令第一 抄 公布の日から施行する。

1 (施行期日) この政令は、平成十二年四月一日から施行す

附 一号) 則 抄 (平成一二年六月七日政令第三一

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法 律(平成十一年法律第八十八号)の施行の (平成十三年一月六日) から施行する。 日

八一号)抄 (平成一六年五月二六日政令第一

この政令は、機構の成立の時から施行する 〇三号) 附 則 (平成一七年三月三一日政令第一 抄

第一条 この政令は、 行する。 (施行期日) 平成十七年四月一日から施

八 附 〇 号 則 (平成一八年四月二六日政令第一 抄

(施行期日)

六年三月十五日)から施行する。 (令和五年法律第六十一号)の施行の日(令和

八年五月一日)から施行する。 第一条 この政令は、会社法の施行の日 (平成十

### (施行期日) 二号) 附 則 (平成一九年三月三〇日政令第九 抄

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施 行する。

#### 九号) 附 則 (平成二三年三月三〇日政令第四

施行する。 (経過措置)

### 則 (平成二四年三月三〇日政令第九

(施行期日)

第一条 この政令は、 施行する。 (中小小売商業振興法施行令の一部改正に伴う 平成二十四年四月一日から

第五条 施行日前に中小小売商業振興法第四条第 他の行為又は同法第四条第一項から第三項まで項の規定により都道府県知事が行った認定その みなす。 行為又は当該市長に対して行った認定の申請と らの規定により当該市長が行った認定その他の うこととなる事務に係るものは、それぞれこれ 請で、施行日以後これらの規定により市長が行 定により都道府県知事に対して行った認定の申若しくは第六項若しくは同令第九条第一項の規 第一項若しくは同令第九条第一項若しくは第二 いて準用する場合を含む。)若しくは第十三条 (中小小売商業振興法施行令第九条第三項にお一項から第三項まで、第六項若しくは第八項 経過措置)

## (平成二五年九月一九日政令第二

から施行する。 の法律の施行の日 (平成二十五年九月二十日) のための中小企業基本法等の一部を改正する等この政令は、小規模企業の事業活動の活性化

# (令和六年二月一六日政令第三二

社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律 この政令は、中小企業信用保険法及び株式会

第二条 この政令の施行前に成立している保険関 第一条 この政令は、 係については、なお従前の例による。 (施行期日) 六号) 抄 平成二十三年四月一日から